

随意契約によることとした理由

1 件名

広島市コールセンター運営業務

2 業務概要

本業務は、市民より電話で寄せられる問合せに対して適切かつ速やかに受付、回答する「広島市コールセンター」の運営を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市安佐北区小河原町185番2号

(2) 商号又は名称

株式会社ユーエムエス

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

事業者の選定に当たっては、コールセンターの運営に関して豊富な経験及びノウハウを有する民間事業者による公募型プロポーザルを実施した。

同プロポーザルにおいては、2者から企画提案書が提出され、広島市コールセンター運営業務公募型プロポーザル審査委員会において審査した結果、当該事業者の提案が最も高点数であったことから、同者を受託候補者として特定した。